

埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業補助金交付要綱

平成6年6月13日決裁

(最終改正 令和4年8月18日)

(趣 旨)

第1条 県は、山林種苗の生産の振興を図るため、埼玉県山林種苗協同組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業とし経費は埼玉県山林種苗協同組合の事業活動の促進に要する経費とし、補助金の額は予算の範囲内で別途通知する。

(申請書の様式)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式1のとおりとし、提出時期は別途通知する。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象事業費の20%を超える増減以外の変更とする。

(事業変更の承認申請)

第6条 埼玉県山林種苗協同組合理事長は、規則第6条第1項の規定により、補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更の承認を受けようとするときは、様式2の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 埼玉県山林種苗協同組合理事長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(概算払等の請求)

第8条 埼玉県山林種苗協同組合理事長は、補助金の概算払を受けようとするときは様式3の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出時期)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式4のとおりとし、その提出時期は補助事業の完了後30日以内とする。

(書類の整備等)

第10条 埼玉県山林種苗協同組合理事長は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備のうえ、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別記様式の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成6年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月18日から施行する。

様式 1

年度埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

下記により埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業補助金 円の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙 2 のとおり

別紙 1

事業の内容及び経費の配分

事業区分	事業の内容	経費	負担区分		備考
			県補助金	自己資金	
活動促進 事業		円	円	円	

別紙2

収支予算書

(1) 収入の部

事業区分	区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
活動促進 事業	県補助金	円		
	計			

(2) 支出の部

事業区分	区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
活動促進 事業		円		
	計			

様式 2

年度埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県山林種苗協同組合促進事業の実施について、下記理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

5 変更理由

6 変更事項 別紙 1 及び 2 のとおり

(注) 別紙 1 及び 2 は、補助金の交付が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう別紙 1 及び 2 に準じ、2 段書きにすること。

様式 3

年度埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業補助金概算払請求書

年 月 日

埼玉県知事

様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業補助金について、下記金額を概算払によって交付されたく請求します。

記

金

円

様式 4

年度埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた埼玉県
山林種苗協同組合促進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第
13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 7 補助事業の名称 埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業
- 8 補助金の交付決定額 円
- 9 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 10 補助事業の成果 別紙1のとおり
- 11 補助事業に要した経費の精算に関する事項 別紙2のとおり

(注) 別紙1は、様式1の別紙1に準ずるものとする。この場合において、標題は
「 年度埼玉県山林種苗協同組合活動促進事業成績書」とすること。

別紙2

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

事業区分	区 分	予 算 額	精 算 額	比較増(△)減	備 考
活動促進 事業	県補助金	円	円	円	
	計				

(2) 支出の部

事業区分	区 分	予 算 額	精 算 額	比較増(△)減	備 考
活動促進 事業		円	円	円	
	計				

(3) 県補助金精算

事業区分	精 算 費	補助 率	精 算 金	概 算 額	払 額	差引補助金 未受領(返還)額	備 考
活動促進 事業	円		円		円	円	

別記様式

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。